

## 富山大学における研究データの保存等に関する指針 概要

### 研究データの定義

研究活動に伴い発生し、又は使用する以下に掲げるもののうち、外部に発表した論文、報告等の研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要とするもの。

①文書(実験ノート等を含む)、数値データ、画像等の「資料」

②実験試料、標本等の「試料」及び模型・装置

※「研究者」とは、「富山大学の研究活動における不正防止に関する規則」第2条第1項に定める研究者。

### 研究データの保存

- ・実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残す。実験ノート等には、後日の利用・検証が可能となるよう十分な情報を記載し、適切に保管する。
- ・論文、報告等、研究成果発表のもととなった資料及び試料は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存する。
- ・研究データは、研究者自身が責任をもって保存する。

### 保存期間

- ・資料の保存期間は、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データは、バックアップの作成により、再利用可能な形で保存する。紙媒体の資料等は、少なくとも10年間の保存が望ましいが、保存場所の制約等止やむを得ない事情がある場合は、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- ・試料、模型及び装置の保存期間は、当該論文等の発表後5年間とする。

### 退職等の取扱い

- ・研究者が退職、他機関への異動等した場合、当該研究室等の代表者等が、当該研究者の資料をバックアップをとって保存する、追跡可能としておく等、適切に保存する。
- ・研究室の代表者等の転退職等は、部局の長がこれに準じて取り扱う。

### 開示

- ・研究者及び当該研究室等の代表者等は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、研究データを開示する。

### その他

- ・法的規制があるもの、契約等により定めがあるもの、又は倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制、契約、指針等に従う。
- ・具体的な保存方法については、研究データの形質、形状等を踏まえ、各部局で定めることができる。